

ともにこどもの未来を応援する地域づくり

第3期

広陵町

子ども・子育て 支援事業計画

概要版

令和7年3月
広陵町



1. 計画策定の目的

本町では、住民の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、令和2年3月に「ともに子育てを支え合う地域づくり」を基本理念に「広陵町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、畿央大学附属広陵こども園の開園など保育施設の整備をはじめ、広陵町こども家庭センターの開設により、包括的な相談支援体制の拡充などを推進してきました。

このたび、第2期計画の計画期間が終了することから、近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向を踏まえるとともに、子育て支援や子どもの生活状況に関するニーズ調査を実施し、本町の現状と課題を再度、分析・整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とした「広陵町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」（以下、「本計画」）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と位置づけます。また、本計画は令和7年度に策定予定の「こども計画」に内包される一体的な計画となります。

3. 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

4. 計画の基本理念

子どものために、子育てにかかわる親、家庭、地域、事業所、行政などが協力して子育てを支援する環境づくりに向け、地域における子育て支援を重視し、「ともにこどもの未来を応援する地域づくり」を基本理念として掲げ、総合的な取組を推進していきます。

基本理念

ともにこどもの未来を応援する地域づくり

5. 計画の基本目標と主な施策

基本理念に基づき、本計画において取り組んでいくべき、施策展開の基本的な目標を以下に示します。

基本目標① 子どもも親も切れ目なく支援する環境づくり

子育てに不安を持つ親が気軽に相談できる支援体制や子育てに関する情報発信の充実により、誰ひとり取り残さない支援体制の構築を図ります。また、母親が安心して子どもを産み、子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子育て期まで母子の健康づくりを進めます。

主な施策

1. 誰ひとり取り残さない相談支援体制の構築

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 子育てに関する情報提供の充実

2. 子どもの健やかな育ちの支援

- (1) 子どもと母親の健康づくり
- (2) 食育の推進 (3) 小児医療の充実

3. 子育てにかかる経済的負担の軽減

- (1) 妊娠・出産に関する支援
- (2) 子どもを持つ家庭への経済的支援

基本目標② 子育てと仕事のバランスを支援する環境づくり

安心して子育てすることができ、子育てと仕事のバランスがとれる環境づくりを図ります。また、仕事を持っている人も安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組みます。さらに、子育てを難しくする要因となる経済的な負担軽減にも努めます。

主な施策

1. 多様な保育ニーズに対応するための支援
 - (1) 保育サービスの充実
 - (2) 地域における子育て支援サービスの充実
2. 多様な働き方の実現に向けた取組の推進
 - (1) 子育てしやすい職場環境づくりの促進
3. ともに子育てを担う意識づくり
 - (1) ともに子育てを担う意識づくり
 - (2) 思春期保健対策の充実

基本目標③ 子どもが自分らしく育つ環境づくり

子どもを持つ親が交流できる機会の充実を図るとともに、放課後等に子どもが安全・安心して過ごせる居場所の確保を図ります。また、教育の充実など子どもが自己肯定感を持って成長し、子どもが自分らしく成長することができる環境づくりを図ります。さらに、身近な生活の舞台である地域において、子育てをお互いに支えあうことで、子どもが自分らしく育つ地域づくりを進めます。

主な施策

1. 子どもの居場所・交流の場づくり
 - (1) 放課後の居場所づくり
 - (2) 交流機会の提供
 - (3) 子どもの遊び場・体験機会の充実
2. 子どもの「自分らしさ」と「生きる力」を育む教育環境の充実
 - (1) 幼児教育の充実
 - (2) 学校教育の充実

基本目標④ 子どもを守る安心・安全な環境づくり

子ども一人ひとりが個人として尊重され、虐待から子どもを守るとともに、発達に支援が必要な子どもやひとり親世帯、経済的支援が必要な子育て家庭への支援を図り、子どもの健やかな発達を支援します。また、すべての子どもと親が安心して快適に生活できるよう交通事故や犯罪などから子どもの安全を確保する取組を進めます。

主な施策

1. 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止
 - (1) 子どもの権利を尊重する意識づくり
 - (2) 子どもの虐待防止対策の強化
2. 様々な子どもと子育てへの支援
 - (1) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - (2) 障がい児施策の充実
 - (3) 経済的困難を抱える家庭への支援
3. 子どもの安全の確保
 - (1) 交通安全対策の強化
 - (2) 防犯対策の強化
 - (3) 安心できる生活空間の確保



6. 重点施策

本計画においては、子ども・子育て支援に関する4つの基本目標の施策・事業を計画的に推進していくことが基本となりますが、基本理念の実現に向けて、重点的に取り組む施策を設定し、子育て支援の充実を図ります。

●重点施策1● 安心できる居場所づくり

母親のフルタイム勤務が増加傾向にある状況で、小学生以上の児童生徒の放課後の過ごし方が課題になっています。本町の放課後子ども育成教室においては、右肩上がりの利用希望者の増加が継続しており、受け皿の確保が大きな課題となっています。また、今回の児童生徒アンケートでは、居場所がないという児童もあり、放課後子ども育成教室だけではない居場所の確保が必要と考えられます。地域における取組を含め、子どもが安心できる居場所の拡充を図ります。

●重点施策2● 子育て世帯を支える多様な支援

国や県と比較しても、核家族世帯の割合は非常に高く、近年の出生数増加、フルタイム勤務の母親の割合増加等、町の子育て世帯に対し、多様なニーズが想定されます。特に、第3期計画期間中は、量の見込みが増える既存の地域子ども・子育て支援事業だけでなく、子ども・子育て支援法改正等による新規事業の導入もあり、子育て世帯が抱えるニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

●重点施策3● 誰ひとり取り残さない支援体制の拡充

相談先・相談相手がいない児童生徒や保護者が一定数います。町では令和4年に「広陵町子育て家庭総合相談センター」を開設し、令和6年には「広陵町こども家庭センター」として専門の職員を配置しています。第3期計画期間中においても、子どもや保護者が悩んだり困った時に、早期に支援につながるよう、事業や制度の周知、情報提供等を推進します。また、相談できない家庭への積極的な支援についても体制を構築し、虐待の防止や要保護児童の支援等に対し、誰ひとり取り残さない支援体制の拡充を図ります。

7. 子ども・子育て支援の具体的事業目標

①子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

I. 子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

施設型給付
(認定こども園・幼稚園・保育園)

地域型保育給付
(小規模保育・家庭的保育・
事業所内保育・居宅訪問型保育)

子育てのための施設等利用給付
(未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり
保育等の利用)

子どものための現金給付(児童手当)

II. 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②時間外保育事業(延長保育事業)
- ③放課後児童健全育成事業
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
- ⑪妊婦健康診査
- ⑫子育て世帯訪問支援事業
- ⑬児童育成支援拠点事業
- ⑭親子関係形成支援事業
- ⑮妊婦等包括相談支援事業
- ⑯乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- ⑰産後ケア事業
- ⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業

②教育・保育提供区域の設定

本町においては、教育・保育提供区域を全町一体として定め、ニーズ量の見込みの算出を行い、確保方策を図ることとします。

③幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間における、幼児期の教育・保育の量の見込み（幼稚園・保育園・認定こども園の利用者の見込み）については、これまでの利用実績、アンケート調査結果、人口推計等から認定区分ごと（1号認定・2号認定・3号認定）の量の見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）については、令和6年4月1日現在、保育園が6か所、幼稚園が3か所、認定こども園が2か所、小規模保育施設が1か所となっていますが、町立幼稚園・保育園の認定こども園化等を考慮し、特に0歳児から2歳児の供給不足を解消するため、今後も供給体制の確保に努めます。

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

1号認定（認定こども園及び幼稚園）の量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	344人	329人	321人	297人	293人
②確保内容	807人	495人	321人	315人	315人
②－①	463人	166人	0人	18人	22人

2号認定（認定こども園及び保育園）の量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	632人	613人	607人	570人	571人
	他市町村の子ども	4人	4人	4人	4人
②確保内容	保育園、認定こども園	636人	632人	626人	626人
	他市町村の施設	0人	0人	0人	0人
②－①	4人	19人	19人	56人	55人

3号認定（認定こども園、保育園及び地域型保育）の量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2歳児					
①量の見込み（必要利用定員総数）	179人	180人	179人	178人	176人
	他市町村の子ども	1人	1人	1人	1人
②確保内容	保育園、認定こども園	169人	169人	169人	169人
	他市町村の施設	5人	2人	0人	0人
②－①	-10人	-11人	-10人	-9人	-7人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1歳児					
①量の見込み（必要利用定員総数）	135人	135人	134人	133人	132人
	他市町村の子ども	0人	0人	0人	0人
②確保内容	保育園、認定こども園	123人	125人	127人	127人
	他市町村の施設	0人	0人	0人	0人
②－①	-12人	-10人	-7人	-6人	-5人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児					
①量の見込み（必要利用定員総数）	65人	65人	65人	64人	64人
	他市町村の子ども	0人	0人	0人	0人
②確保内容	保育園、認定こども園	59人	59人	63人	63人
	他市町村の施設	0人	0人	0人	0人
②－①	-6人	-6人	-2人	-1人	-1人

8. 地域子ども・子育て支援事業について

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法等で19事業が定められており、本町では各事業について以下の取組を進めます。

01. 利用者支援事業

令和6年4月に開設した「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期の妊娠、出産、子育て等に関する様々な悩み等に対応するため、保健師等が妊産婦等への相談支援を実施するとともに、医療機関や関係機関と連携した支援を図ります。

02. 時間外保育事業 (延長保育事業)

すべての保育園と認定こども園で延長保育を実施しています。今後も、保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等によるニーズ変化を踏まえ、必要なサービス量を確保していきます。

03. 放課後児童健全育成事業 (放課後子ども育成教室)

すべての小学校区（5小学校区）で放課後子ども育成教室（6クラブ）を開設しています。人口増のみられる校区では利用希望児童を可能な限り受け入れるため、民間学童の誘致等、受け皿の確保に向けた取組を進めます。同時に保育サービスの質向上等を目的として民間委託を進め、令和7年度は4か所、令和8年度は1か所を委託予定です。

04. 子育て短期支援事業

児童の保護者が、一時的に養育することができなくなった場合に、児童養護施設等で預かる事業です。本町では、県内6施設と連携し、今後も児童養護施設等と連携し、ニーズにあわせた対応を図ります。

05. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。今後も、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、訪問率100%を目指します。

06. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行う事業です。今後も関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を図ります。

07. 地域子育て支援拠点事業

「広陵北かぐやこども園なかよし広場」、「さわやかホールなかよし広場」、「畿央大学附属広陵こども園つどいのひろば」、「マミつどいの広場」（香芝市との連携事業）の4か所で実施しています。今後も、事業の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

08. 一時預かり事業

すべての幼稚園と認定こども園で預かり保育を実施しています。また、満1歳から就学前までの児童を対象に、広陵南保育園、馬見労務保育園、広陵北かぐやこども園、畿央大学附属広陵こども園の4か所で一時保育を実施しています。今後も保護者が安心して預けることのできる受け入れ環境及び実施体制の充実を図ります。

09. 病児・病後児保育事業

町内では病後児保育を1か所の保育園（馬見労務保育園）で実施しています。病児保育は大和高田市の土庫こども診療所病児保育園「ぞうさんのおうち」と香芝市の病児保育室「ぼっぼ」の2か所で連携して実施しています。今後も住民への利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

10. ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、会員組織による地域の助けあい活動を進める制度です。安定的に援助して欲しい会員へのニーズに対応するために、援助したい会員の募集を積極的に行っていきます。

11. 妊婦健康診査

安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を図る事業です。今後は、関係機関との連携を図りながら、妊娠届出時の面接や広報などを通じ受診率の向上に努めます。

12. 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭の不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することで養育環境を整え、虐待リスク等を低減します。

13. 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援・食事の提供等を行う事業です。今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。

14. 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者・児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の状況等に応じた相談及び助言等を実施し、同じ悩みや不安を抱える保護者が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を設ける等により、親子間における適切な関係性の構築を図ります。今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。

15. 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付と本事業を組み合わせることで総合的な支援を行います。本事業は、利用者支援事業の「妊婦等包括相談支援事業型」に位置づけ、こども家庭センターにて実施します。

16. 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付で、0～3歳未満の児童を対象としています。対象施設の確保を含めサービス提供体制の確保に努めます。

17. 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。宿泊により休養の機会を提供する「宿泊型」、施設において日中実施する「デイサービス型」、担当者が自宅に赴く「アウトリーチ型」があります。

18. 実費徴収に係る 補足給付を行う事業

幼児教育の無償化に伴い給食費（副食費に限る）の実費徴収が開始され、低所得世帯に対しては給食費を減免する制度となっています。国の減免制度が及ばない私立幼稚園に通園する低所得世帯に対しても実費徴収に係る補足給付により同様の支援を行います。

19. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

9. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保に向け、①教育・保育の一体的な提供の推進、②認定こども園の推進、③質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実、④保育士等の質の向上と人材確保に努めます。

10. 計画の推進・進捗管理に向けて

01. 総合的な施策の推進

本計画の施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、町全体が子どもと子育てを支える環境となるために実施主体が有機的に結びついて推進していく必要があります。計画の推進にあたっては、こども課が中心となり、各課や関係機関との連携を強化していきます。

02. 県や国との連携

本計画に位置づけている諸施策の中には、町単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を町単独で実施できるわけではありません。そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努めます。

03. 住民への計画の周知

本計画では、行政の施策のほか、ボランティア活動や地域活動、事業所、家庭での取組もあります。協力体制の確立に向けて、住民、事業所、関係団体に対して計画・施策の周知に努めます。

04. 相談体制の充実

各種サービスの利用などで様々な相談が予想されることから、こども課が中心となり、幼稚園・保育園・認定こども園、関係部署等での情報共有化を図るとともに、各事業実施主体が相談等に応じられる体制づくりを進めます。また、相談内容に応じて、専門機関へのつなぎなど問題解決への支援を図ります。

05. 計画の評価体制の確立

計画の着実な推進のため、PDCA サイクルのプロセスを踏まえた計画の進捗管理に努めます。また、「広陵町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の点検・評価等について定期的に審議を行います。

06. 施策・事業の質の向上を図るための取組

各施策や事業の実施においては、ニーズに応じた必要な量の確保とともに、事業の質の向上を目指し、利用者へのアンケート調査等を実施し、改善につなげるなどの取組を進めます。



(c)ASUKOE Partners, Inc.

子育て関連の情報をわかりやすく発信しています。
「子育て応援サイト」をぜひご覧ください！

広陵町「子育て応援サイト」

<https://www.town.koryo.nara.jp/kosodate/>

広陵町子ども・子育て支援事業計画（第3期）概要版 【令和7年度～令和11年度】

広陵町教育委員会事務局 こどもまんなか部 こども課

〔電話〕 0745-55-6820 〔ファックス〕 0745-54-5324

〔URL〕 <http://www.town.koryo.nara.jp/> 〔E-mail〕 info@town.koryo.nara.jp

